

(要領様式第1号)

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例に基づく公表

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（平成20年長野県条例第16号。以下「条例」という。）に基づき次のとおり公表し、関係図書を縦覧に供します。

4佐地環第28-2号
令和4年5月9日

長野県佐久地域振興局長

1 公表する内容及び縦覧する関係図書

根拠条項	内容及び関係図書	公表及び縦覧するもの（○を付す）
(1) 条例第33条第1項	事業計画概要書	
(2) 条例第37条第2項 (第37条第5項含む)	事業計画概要説明会終了報告書 (勧告に基づくものを含む)	○
(3) 条例第39条第1項	事業計画書	
(4) 条例第42条第5項	見解書及び意見書（写）	
(5) 条例第46条第2項	最終見解書	
(6) 条例第48条第2項	事業計画廃止届出書	

2 公表する事項

事項	内容(該当する項のみに記載する)		
氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	有限会社エンジニアリングウッド 代表取締役 小野澤 厚史 長野県佐久市御馬寄 1132 番地		
申請の区分 (I)	産業廃棄物処分業の事業範囲変更許可		
条例第37条	①廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県佐久市御馬寄字十二新田 1132 番 1、1132 番 4、1133 番	
	②廃棄物の処理施設の種類	木くずの切断施設（移動式兼用）	
	③処理を行う廃棄物の種類	木くず 特別管理産業廃棄物を除く。	
	④廃棄物の処理施設の処理能力	7.2 t/日 (0.9 t/h 8時間稼働) 18.4 t/日 (2.3 t/h 8時間稼働) 302.4 t/日 (37.8 t/h 8時間稼働)	
	⑤変更の概要(変更許可等の場合)	新 ○切断、破砕 木くず	旧 ○破砕 木くず
申請の区分 (II)	産業廃棄物処理施設の変更許可		
条例第37条	①廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県佐久市御馬寄字十二新田 1132 番 4、1133 番	
	②廃棄物の処理施設の種類	木くずの破砕施設（移動式兼用）	
	③処理を行う廃棄物の種類	木くず 特別管理産業廃棄物を除く。	
	④廃棄物の処理施設の処理能力	421.6 t/日 (52.7 t/h 8時間稼働) 468 t/日 (58.5 t/h 8時間稼働)	

		新	旧
	⑤変更の概要(変更許可等の場合)	<p>木くずの破砕施設の設置場所及び処理能力の変更</p> <p>木くずの破砕施設 (移動式兼用) 佐久市御馬寄字十二新田 1132 番 4 (敷地内での移設) 421.6 t / 日 (52.7 t / h 8 時間稼働)</p> <p>木くずの破砕施設 (移動式兼用) 佐久市御馬寄字十二新田 1132 番 4、1133 番 (敷地内での移設) 468 t / 日 (58.5 t / h 8 時間稼働)</p>	<p>木くずの破砕施設 (移動式兼用) 佐久市御馬寄字十二新田 1132 番 4 13.5 t / 日 (1.687 t / h 8 時間稼働)</p> <p>木くずの破砕施設 (移動式兼用) 佐久市御馬寄字十二新田 1132 番 4 他 1 筆 282.4 t / 日 (35.3 t / h 8 時間稼働)</p>
	申請の区分 (Ⅲ)	産業廃棄物処理施設の設置許可	
条例第37条	①廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県佐久市御馬寄字十二新田 1132 番 4、1134 番	
	②廃棄物の処理施設の種類	木くずの破砕施設 (移動式兼用)	
	③処理を行う廃棄物の種類	木くず 特別管理産業廃棄物を除く。	
	④廃棄物の処理施設の処理能力	468 t / 日 (58.5 t / h 8 時間稼働)	
	⑤変更の概要(変更許可等の場合)	新	旧
		木くずの破砕施設(移動式兼用) 468 t / 日 (58.5 t / h 8 時間稼働)	
	申請の区分 (Ⅳ)	一般廃棄物処理施設の設置許可	
条例第37条	①廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県佐久市御馬寄字十二新田 1132 番 1、1132 番 4、1133 番	
	②廃棄物の処理施設の種類	木くずの切断施設 (移動式兼用)	
	③処理を行う廃棄物の種類	木くず 特別管理一般廃棄物を除く。	
	④廃棄物の処理施設の処理能力	7.2 t / 日 (0.9 t / h 8 時間稼働) 18.4 t / 日 (2.3 t / h 8 時間稼働) 302.4 t / 日 (37.8 t / h 8 時間稼働)	
	⑤変更の概要(変更許可等の場合)	新	旧
		木くずの切断施設(移動式兼用) 7.2 t / 日 (0.9 t / h 8 時間稼働) 木くずの切断施設(移動式兼用)	

		18.4 t / 日 (2.3 t / h 8時間稼働) 木くずの切断施設(移動式兼用) 302.4 t / 日 (37.8 t / h 8時間稼働)	
条例第37条	⑥周辺地域の範囲及びその根拠	(範囲) 佐久市御馬寄区 小諸市耳取区 (根拠) 廃棄物の処理施設の設置等に係る指針第2の1(5)	
	⑦関係市町村長及び関係住民の範囲並びにその根拠	(範囲) ・佐久市長 ・小諸市長 ・周辺地域内に住所若しくは居所又は事務所若しくは事業場を有する者 ・周辺地域内で農業、林業又は漁業を営む者 (根拠) 条例第28条第2項及び条例施行規則第22条第1号	
	⑧関係住民に対する事業計画概要説明会の開催日時及び場所	佐久市御馬寄区、小諸市耳取区同時開催 (日時) 令和4年4月16日(土)午後7時から (場所) 佐久市御馬寄コミュニティーセンター (佐久市御馬寄173番地)	
	⑨事業計画概要書(事業計画概要説明会終了報告書)の縦覧場所、期間及び時間	(場所) 長野県佐久地域振興局環境・廃棄物対策課 (期間) 令和4年5月9日(月)から 令和4年5月23日(月) (土日・祝日その他の県の休日を除く。) (時間) 午前8時30分から午後5時まで	

3 提出できる意見

根拠	対象	意見できる内容	様式	期限及び提出先
第37条	○第36条第1項の関係市町村長 ○第36条第1項の関係住民	○事業計画概要説明会終了報告書の内容	12号	提出期限 令和4年5月23日(月) 提出先 〒385-8533 佐久市跡部65-1 長野県佐久地域振興局 環境・廃棄物対策課

注) 意見提出にあたっての留意事項

- ・提出書類はいずれも日本産業規格A列4番(折込可)とし、使用する言語は日本語とすること。
- ・提出方法は持参又は郵送とすること。なお、電子メール等に添付しての提出は、確実な受領が保証されたものではないため、認められないこと。